

募 集 要 項

業務概要	<p>【業務概要】 新設の観光協会を通じて地域の課題解決を目指すミッション型！</p> <p>＜主な活動をピックアップ☆＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆① 観光協会の立ち上げに向けた新組織の設立準備に関する業務！ ☆② ハッ場ダムを活用した観光メニューづくりと情報発信！ ☆③ 観光戦略等ワークショップ、町内観光資源リサーチ等の企画運営！ ☆④ 町内観光振興行事、イベントの協力・支援！ ☆⑤ 町周辺観光地、観光組織の調査、情報収集！等々
募集対象	<p>【募集対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①観光や地域づくりに興味がある方 ②令和元年6月1日現在で、概ね20歳以上の方（性別は不問） ③3大都市圏の都市地域等または地方都市（条件不利地域を除く）に在住し、採用後に長野原町に住民票を移動できる方 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※参考</p> <p>※ 1 「3 大都市圏の都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。</p> <p>※ 2 「条件不利地域」とは、次のA ～ G のいずれかの対象地域、指定地域を有する市町村をいう。</p> <p>A , 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎含む） B , 山村振興法 C , 離島振興法 D , 半島振興法 E , 奄美群島振興開発特別措置法 F , 小笠原諸島振興開発特別措置法 G , 沖縄振興特別措置法</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ④地区住民と協力しながら、活動を取り組める方 ⑤普通自動車運転免許を有している方 ⑥パソコンの操作（インターネットの利用、ブログ、Facebook の更新、メール送受信、文書作成）のできる方 ⑦地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

	<p>※参考</p> <p>地方公務員法抜粋</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>五 日本国憲法施行後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
募集人員	若干名
勤務地	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1 役場内
雇用形態及び期間	<p>【期間】</p> <p>委嘱日から1年間とします。</p> <p>【雇用形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野原町嘱託職員（非常勤特別職員）として、町長が委嘱します。 ・雇用期間は、委嘱日から1年間 ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても、その職を解くことができるものとします。
勤務日及び勤務時間	<p>【勤務時間】</p> <p>原則として週5日 午前8時30分～午後5時15分（週40時間）</p> <p>※活動内容によっては、土・日・祝日の活動もあります。</p>

報酬	<p>【報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 160,000円 (ただし、12月～3月は月額 170,000円) ・賞与、その他の手当ではありません。
処遇及び福利厚生	<p>【待遇/福利厚生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、パソコンはそれぞれ必要に応じて貸与します。(ナビ付き) ・健康保険(社会保険)、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。 ・住居の家賃は町で負担します。それ以外の住居にかかる費用(共益費、インターネット接続料、電話料金等、ガソリン代)は個人負担となります。 ・活動費として月額 40,000円を支給します。 ・隊員研修等、職務命令での出張については、長野原町の旅費規程により旅費を支給します。 ・その他、町長が必要と認めた経費については支給します。
休日・休暇	<p>【休日】</p> <p>原則として週 2 日</p> <p>※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれる場合がありますが、その際は代休で対応します。</p>
応募方法	<p>【応募方法等】</p> <p><提出書類></p> <p>①応募用紙(指定様式) ※町ホームページからでもダウンロードできます。</p> <p>②市町村が証明した活動期間を明らかにする書類※</p> <p>※長野原町以外の市町村で地域おこし協力隊として 2 年以上活動し、解職から 2 年以内の方のみ提出してください。</p> <p><申込受付期間></p> <p>令和元年 6 月 21 日(金) から令和元年 7 月 22 日(月) ※当日必着</p> <p>なお、提出いただいた書類は返却しません。</p>
選考方法	<p>【選考方法等】</p> <p><1次選考(書類選考)></p> <p>下記の書類を準備し、郵送にて提出してください。</p> <p>①長野原町地域おこし協力隊応募用紙</p> <p>②その他 PR 資料(任意)</p> <p>※過去に取り組んだ地域活動、社会貢献活動、研究成果等があれば準備しておいてください。</p>

	<p>< 2次選考（面接） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次合格者を対象に、個人面接を行います。 <p>選考日：令和元年7月26日（金） 午前10時30分 集合 場所：長野原町役場</p> <p>< 採用予定日 ></p> <p>令和元年9月2日（月）</p> <p>（上記期日より早期に着任できる場合はご相談ください）</p>
<p>問い合わせ及び 応募先</p>	<p>【応募先】</p> <p>〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340-1 長野原町役場 企画政策課宛 （担当：楠見）</p> <p>TEL 0279-82-2229 FAX 0279-82-3115</p>
<p>その他</p>	<p>【問い合わせ先】</p> <p>メール：kikaku2244@town.naganohara.gunma.jp</p>